

平成23年1月25日  
京都市上下水道局総務部用度課  
(電話 672-7728)

## 格付（土木一式工事）における「不当要求防止責任者講習」受講に対する加点について

上下水道局では、公共工事への暴力団の不当介入及び不当要求等を排除するため、市内中小企業を対象に実施している土木一式工事の格付において、下記のとおり、評価項目を新設し、加点することとしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 格付加点の内容

上下水道局で行っている土木一式工事の格付において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する「不当要求防止責任者講習」を受講した事業者に対して、10点を加点します。

##### 不当要求防止責任者講習とは

事業者が選任した不当要求防止責任者が、暴力団からの不当要求に対処するための必要な知識、技能を習得することを目的として、公安委員会（警察）が実施する講習（実務上は、公安委員会から講習委託を受けた（財）京都府暴力追放運動推進センターが行う講習）のことです。受講料は無料です。

この講習を受講するには、事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に基づき、不当要求防止責任者※を選任し、公安委員会に届け出ることが必要です。

※ 不当要求防止責任者は、常用雇用され、役職が付いている管理職以上の方を対象としています。

#### 2 加点に必要な書類

「不当要求防止責任者講習」を受講したときに交付される受講修了書の提出により加点します。  
（概ね3年に1回の受講が推奨されていることから、平成19年4月以降に京都府公安委員会が発行したものに限り。）

#### 3 実施時期

平成23年度の格付から実施

#### （参 考）

平成19年4月以降の受講修了書がなく、今回、新たに本市が行う格付加点の「不当要求防止責任者講習」（いわゆる「格付加点講習」）の受講を希望される方のために、2月下旬に京都市内で臨時講習が開催される予定です（日時・場所未定）。

この臨時講習の申込みは、通常の申込み方法（所轄警察署や警察本部組織犯罪第1課経由）とは異なり、ペーパーレスの電子入力による（財）京都府暴力追放運動推進センターへの直接申込みとなります。

入力方法等は、2月に「電子入力による格付加点講習の操作の手引き」が（財）京都府暴力追放運動推進センター及び京都市入札情報館のホームページ（行財政局契約課のホームページ）に掲載されます。詳細については、2月の掲載後にお問い合わせください。

※京都府暴力追放運動推進センターのホームページ <http://www.kboutsui.com/seminar.html>